



福岡医発第 3424 号 (地)
令和 4 年 3 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、令和 4 年 2 月 24 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 51 号）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 25 号）により、下記に係る改正が行われた旨、厚生労働省労働基準局長より日本医師会を通じて通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨をご理解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本改正政令及び省令につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から（一部は令和 6 年 4 月 1 日から）施行されることとされております。

記

1. 改正の趣旨

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和 3 年 7 月 19 日公表）を踏まえ、化学物質のばく露による健康障害を防止するため、労働安全衛生施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）について、所要の改正を行ったものである。

2. 改正の要点

- (1) 労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大（令第 9 条の 3 関係）
- (2) 職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大（令第 19 条関係）
- (3) 名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加（令別表第 9 関係）
- (4) その他所要の改正

以上

日医発第923号（健Ⅰ264）
令和4年3月4日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会 長 中川 俊 男
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について（周知依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省労働基準局長より、本職宛に件名について、別紙のとおり周知依頼がありました。令和4年2月24日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第25号）により、下記に係る改正が行われ、別添のとおり都道府県労働局長宛に指示されております。また、本改正政令および省令につきましては、令和5年4月1日から（一部は令和6年4月1日から）施行することとされております。

つきましては、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への本件の周知方につきまして、特段のご高配を賜われますよう、お願い申し上げます。

記

1. 労働災害を防止するために注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大
2. 職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大
3. 名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加

以上

基 発 0224 第 2 号
令和 4 年 2 月 24 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 2 月 24 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 51 号）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 25 号）により、労働災害を防止するために注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大、職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大、名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加に係る改正を行ったところです。本改正につきましては令和 5 年 4 月 1 日から施行（一部令和 6 年 4 月 1 日から施行）することとしており、本改正政省令の施行につき別添のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基 発 0224 第 1 号
令和 4 年 2 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 51 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 25 号。以下「改正省令」という。）については、令和 4 年 2 月 24 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行（一部令和 6 年 4 月 1 日から施行）することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のなきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和 3 年 7 月 19 日公表）を踏まえ、化学物質のばく露による健康障害を防止するため、労働安全衛生施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）について、所要の改正を行ったものである。

第 2 改正の要点

1 改正政令関係

- (1) 労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大（令第 9 条の 3 関係）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 31 条の 2 の規定により、注文者が請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない設備の範囲について、危険有害性を有する化学物質である法第 57 条の 2 の通知対象物を製造し、又は取り扱う設備に対象を拡大したこと。

- (2) 職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大（令第 19 条関係）

法第 60 条の職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種に、化学物質を取り扱う業種を追加するため、これまで対象外であった「食料品製造業（うま味調味料製造業

及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の２業種を追加したこと。なお、「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。」とされているのは、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、従前から職長等に対する安全衛生教育の対象業種となっており、新たに追加されるものではないという趣旨である。したがって、今般の改正により、全ての食料品製造業が職長等に対する安全衛生教育の対象となること。

(3) 名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加（令別表第９関係）

法第57条第１項の規定による化学物質等の名称等の表示（ラベル表示）、法第57条の２第１項の規定による化学物質等の名称等の通知（安全データシート（ＳＤＳ）の交付）及び法第57条の３第１項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメントの実施等）を行わなければならない化学物質等として、令別表第９に234物質を追加したこと。

(4) その他

その他所要の改正を行ったものであること。

(5) 施行期日（改正政令附則第１項関係）

改正政令は、令和５年４月１日（（３）については令和６年４月１日）から施行することとしたこと。

(6) 経過措置関係（改正政令附則第２項関係）

- ア （１）により新たに令第９条の３に追加された設備に係る法第31条の２に規定する作業に係る仕事であって、改正政令の施行の日前に請負契約が締結されたものについては、令和５年９月30日までの間、同条の規定は適用しないこととすること。
- イ （３）により令別表第９に追加された物について、改正政令の施行の日において現に存するものについては、法第57条第１項の表示の規定は、令和７年３月31日までの間、適用しないこととすること。

2 改正省令関係

(1) 表示及び通知対象物の裾切り値の設定（安衛則別表第２関係）

１の（３）により新たに令別表第９に追加された234物質の裾切り値（製剤等について、当該物質の含有量とその値未満の場合に法第57条第１項の表示及び法第57条の２第１項の通知の対象とならない値）を定めたこと。

(2) その他

その他所要の規定の整備を行ったものであること。

(3) 施行期日（改正省令附則関係）

改正省令は、令和5年4月1日（（1）については令和6年4月1日）から施行することとしたこと。

第3 細部事項

1 改正政令関係

(1) 労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大について（法第31条の2、令第9条の3関係）

ア 化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の作業に係る仕事における労働災害を防止するため、化学物質の譲渡・提供時に通知される危険性・有害性情報等が当該仕事の請負人にも伝達されるよう、法第57条の2第1項に規定する通知対象物を製造し、又は取り扱う設備を、対象設備として新たに規定し、対象設備の範囲を拡大したものであること。

イ 「附属設備」とは、従前、平成18年2月24日付け基発第0224003号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律(労働安全衛生法関係)等の施行について」の記のⅡ第2の2（1）エにより示したとおりであること。

ウ なお、法第31条の2の対象となる設備は、設備ごとに、その適否が判断されるものである。例えば、解体等を予定している区画において、危険有害性のある化学物質を製造等する設備が複数存在した場合に、法第31条の2の対象となる設備は、請負人が解体等工事を請け負う設備及び当該設備の附属設備に限られ、同じ区画にあるというだけで、予定している解体等工事に一切関わりの無い設備や附属設備まで法第31条の2に基づく措置を講ずる必要は無いことに留意すること。なお、対象設備について、同一生産ライン上にある設備であっても、別区画の遮蔽された設備であれば同様に考えること。

(2) 職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大について（法第60条、令第19条関係）

「食料品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」については、近年の化学物質による労働災害の発生状況を鑑み、新たに職長等に対する安全衛生教育の対象としたこと。

(3) 名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加等について（法第57条第1項、法第57条の2第1項、令別表第9関係）

改正政令による令別表第9への追加対象物質は、令和2年度までに国がGHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく分類を行った物質のうち、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のいずれかの有害性クラスで区分1相当の有害性を有する物質（既に令別表第9に規定されている物を除く。）を選定したものであること。

ア 令別表第9に追加される物質の留意事項

改正政令で令別表第9に追加される対象物の範囲についての留意事項は以下のとおりであること。

(ア) ダイオキシン類（別表第3第1号3に掲げる物に該当するものを除く。）（改正政令による改正後の令別表第9（以下「新令別表第9」という。）第333号の2）

ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条に掲げる「ポリ塩化ジベンゾフラン」、「ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン」及び「コプラナーポリ塩化ビフェニル」をいうものであるが、このうち「コプラナーポリ塩化ビフェニル」は令別表第3第1号「第一類物質」の「3塩素化ビフェニル（別名PCB）」に該当し、既に名称等を表示及び通知すべき化学物質であることから、当該物質を「別表第3第1号3に掲げる物に該当するもの」として令別表第9の追加対象から除外したものであること。

イ 令別表第9から削除等される物質の留意事項

今般の改正に伴い、追加対象物質に包含される等の理由により、以下の物質が令別表第9から削除されるが、これらの物質は引き続きラベル表示及びSDS交付の対象物質であることに留意すること。

(ア) 一・一'—ジメチル—四・四'—ビピリジニウム=ジクロリド（別名パラコート）（改正政令による改正前の令別表第9（以下「旧令別表第9」という。）第296号）及び一・一'—ジメチル—四・四'—ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩（同表第297号）

一・一'—ジメチル—四・四'—ビピリジニウム塩（新令別表第9第296号）に包含されることから削除したものであること。

(イ) 二・三・七・八—テトラクロロジベンゾ—一・四—ジオキシン（旧令別表第9第362号）

ダイオキシン類（別表第3第1号3に掲げる物に該当するものを除く。）（新令別表第9第333号の2）に包含されることから削除したものであること。

(ウ) ヒドラジン（旧令別表第9第459号）及びヒドラジン—水和物（同表第460号）

ヒドラジン及びその一水和物（新令別表第9第459号）に統合したものであること。

(エ) リン酸トリ（オルト—トリル）（旧令別表第9第625号）

リン酸トリトリル（新令別表第9第626号の3）に包含されることから削除したものであること。

また、一・四・五・六・七・八・八—ヘプタクロロ—二・三—エポキシ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン（別名ヘプタクロルエポキシド）（新令別表第9第524号）は、旧令別表第9同号の物質をより適正な名称に修正したものであり、対象物質の範囲に変更はないこと。

今般の改正に伴い、234物質が令別表第9に追加されるが、上記のとおり追加対象物質に包含される等の理由により削除される物質もあるため、改正後の表示及び通知対

象物の数は903物質（令別表第3第1号の7物質を含む。）となること。

2 改正省令関係

（1）表示及び通知対象物の裾切り値の設定について（安衛則別表第2関係）

改正政令により新たに令別表第9に追加された234物質の裾切り値は、平成27年8月3日付け基発0803第2号「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）」の記の第3の2（2）の考え方により設定されているものであること。これら対象物の裾切り値とCAS登録番号の一覧は、別紙のとおりであり、この一覧は、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所のホームページ（https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html）にて公開していること。

また、従前から表示及び通知対象物であった物質の一部について、令別表第9における物質の名称との関係を明確にする観点から、安衛則別表第2における名称を変更したところであるが、これらの対象物の範囲及び裾切り値に変更はないこと。

第4 関係通達の改正

ラベル表示及びSDS交付の義務対象から除外される法第57条第1項ただし書の「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」及び法第57条の2第1項ただし書の「主として一般消費者の用に供される製品」の範囲を明確化するため、平成27年8月3日付け基発0803第2号の記の第3の1（2）を次のとおり改める。

（2） 法第57条第1項ただし書の「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」及び法第57条の2第1項ただし書の「主として一般消費者の用に供される製品」には、以下のものが含まれるものであること。

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品

イ 農薬取締法（昭和23年法律第125号）に定められている農薬

ウ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品

エ 表示対象物又は通知対象物が密閉された状態で取り扱われる製品

オ 一般消費者のもとに提供される段階の食品。ただし、水酸化ナトリウム、硫酸、酸化チタン等が含まれた食品添加物、エタノール等が含まれた酒類など、表示対象物が含まれているものであって、譲渡・提供先において、労働者がこれらの食品添加物を添加し、又は酒類を希釈するなど、労働者が表示対象物又は通知対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものについては、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」、「主として一般消費者の用に供される製品」には該当しないこと。

カ 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品。いわゆる業務用洗剤等の業務に使用することが想定されている製品は、一般消費者も入手可能な方法で譲渡又は提供されているものであっても、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」、「主として一般消費者の用に供される製品」には該当しないこと。

労働安全衛生法施行令別表第9に追加する234物質及びその裾切値一覧

※ 裾切値は、含有量がその値未満の場合に労働安全衛生法第57条の表示・第57条の2の通知の義務対象とならない値である。

※ CAS登録番号（CAS RN）は参考として示したものである。構造異性体等が存在する場合には異なるCAS登録番号が割り振られることがあるが、対象物質の当否の判断は物質名で行う。

名称	CAS RN	表示裾切値 (重量%)	通知裾切値 (重量%)	備考
アクリル酸 2－（ジメチルアミノ）エチル	2439-35-2	1	0.1	
アザチオプリン	446-86-6	0.1	0.1	
アセタゾラミド（別名アセタゾールアミド）	59-66-5	0.3	0.1	
アセトンチオセミカルバゾン	1752-30-3	1	1	
アコリンとホルムアルデヒドの重縮合物	25214-70-4	0.1	0.1	
アフラトキシン	1402-68-2	0.1	0.1	
2－アミノエタンチオール（別名システアミン）	60-23-1	0.3	0.1	
N－（2－アミノエチル）－2－アミノエタノール	111-41-1	0.2	0.1	
3－アミノ－N－エチルカルバゾール	132-32-1	0.1	0.1	
（S）－2－アミノ－3－〔4－〔ビス（2－クロロエチル）アミノ〕フェニル〕プロパン酸（別名メルファラン）	148-82-3	0.1	0.1	
2－アミノ－4－〔ヒドロキシ（メチル）ホスホリル〕ブタン酸及びそのアンモニウム塩	51276-47-2, 77182-82-2（アンモニウム塩）	0.3	0.1	
3－アミノ－1－プロペン	107-11-9	1	1	
4－アミノ－1－ベータ-D－リボフラノシル－1, 3, 5－トリアジン－2（1H）－オン	320-67-2	0.1	0.1	
4－アリル－1, 2－ジメチキシベンゼン	93-15-2	0.1	0.1	
1,7-アルファ-アセチルオキシ-6-クロロ-プレグナ-4,6-ジエン-3,20-ジオン	302-22-7	0.3	0.1	
アントラセン	120-12-7	0.1	0.1	
イソシアン酸 3, 4－ジクロロフェニル	102-36-3	1	1	
4, 4'－イソプロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールA）	80-05-7	0.3	0.1	
イブプロフェン	15687-27-1	0.3	0.1	
ウラン	7440-61-1	0.1	0.1	
O－エチル－O－（2－イソプロポキシカルボニルフェニル）－N－イソプロピルチオホスホラミド（別名イソフェンホス）	25311-71-1	1	0.1	
O－エチル＝S, S－ジプロピル＝ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）	13194-48-4	0.1	0.1	
N－エチル－N－ニトロソ尿素	759-73-9	0.1	0.1	
1－エチルピロリジン－2－オン	2687-91-4	0.3	0.1	
5－エチル－5－フェニルバルピツル酸（別名フェノバルピタル）	50-06-6	0.1	0.1	
S－エチル＝ヘキサヒドロ－1H－アゼピン－1－カルボチオアート（別名モリネート）	2212-67-1	0.3	0.1	
（3S, 4R）－3－エチル－4－〔（1－メチル－1H－イミダゾール－5－イル）メチル〕オキシラン－2－オン（別名ピロカルピン）	92-13-7	1	1	
O－エチル＝S－1－メチルプロピル＝（2－オキソ－3－チアゾリジニル）ホスホチオアート（別名ホスチアゼート）	98886-44-3	0.3	0.1	
エチレングリコールジエチルエーテル（別名1, 2－ジエトキシエタン）	629-14-1	0.3	0.1	
N, N'－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガ（別名マンネブ）	12427-38-2	0.3	0.1	
エフェドリン	299-42-3	0.3	0.1	
塩化アクリロイル	814-68-6	1	1	
塩基性フタル酸鉛	57142-78-6	0.1	0.1	
1, 1'－オキシビス（2, 3, 4, 5, 6－ペンタブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル）	1163-19-5	0.3	0.1	
オキシラン－2－カルボキサミド	5694-00-8	0.1	0.1	
オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン	297-78-9	1	0.1	
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0	0.3	0.1	異性体あり

オクタメチルピロホスホルアミド（別名シュラーダン）	152-16-9	1	1	
オクチルアミン（別名モノオクチルアミン）	111-86-4	1	1	
過酢酸	79-21-0	1	1	
キノリン及びその塩酸塩	91-22-5, 530-64-3（塩酸塩）	0.1	0.1	
2-クロロエタンスルホニル＝クロリド	1622-32-8	1	1	
N-（2-クロロエチル）-N'-シクロヘキシル-N-ニトロソ尿素	13010-47-4	0.1	0.1	
N-（2-クロロエチル）-N-ニトロソ-N'-〔（2R, 3R, 4S, 5R）-3, 4, 5, 6-テトラヒドロキシ-1-オキソヘキサ-2-イル〕尿素	54749-90-5	0.1	0.1	
N-（2-クロロエチル）-N'-（4-メチルシクロヘキシル）-N-ニトロソ尿素	13909-09-6	0.1	0.1	
2-クロロ-N-（エトキシメチル）-N-（2-エチル-6-メチルフェニル）アセトアミド	34256-82-1	0.1	0.1	
クロロギ酸エチル（別名クロロ炭酸エチル）	541-41-3	1	1	
3-クロロ-N-（3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル）-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン（別名フルアジナム）	79622-59-6	0.3	0.1	
クロロ炭酸フェニルエステル	1885-14-9	1	1	
1-クロロ-4-（トリクロロメチル）ベンゼン	5216-25-1	0.1	0.1	
クロロトリフルオロエタン（別名H C F C-1 3 3）	75-88-7	0.3	0.1	
2-クロロニトロベンゼン	88-73-3	0.1	0.1	
3-（6-クロロピリジン-3-イルメチル）-1, 3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド（別名チアクロプリド）	111988-49-9	0.3	0.1	
4-〔4-（4-クロロフェニル）-4-ヒドロキシピペリジン-1-イル〕-1-（4-フルオロフェニル）ブタン-1-オン（別名ハロペリドール）	52-86-8	0.3	0.1	
3-クロロ-1, 2-プロパンジオール	96-24-2	0.3	0.1	
1-クロロ-2-メチル-1-プロペン（別名1-クロロイソブチレン）	513-37-1	1	0.1	
コレカルシフェロール（別名ビタミンD 3）	67-97-0	0.3	0.1	
酢酸マンガ（Ⅱ）	638-38-0	0.3	0.1	
三塩化ほう素	10294-34-5	0.3	0.1	
ジアセトキシプロペン	869-29-4	1	1	
（S P-4-2）-ジアンミンジクロリド白金（別名シスプラチン）	15663-27-1	0.1	0.1	
ジイソブチルアミン	110-96-3	1	1	
2, 3: 4, 5-ジ-オ-イソプロピリデン-1-オ-スルファモイル-ベーター-D-フルクトピラノース	97240-79-4	0.3	0.1	
ジイソプロピル-S-（エチルスルフィニルメチル）-ジチオホスフェイト	5827-05-4	1	1	
N, N-ジエチル亜硝酸アミド	55-18-5	0.1	0.1	
ジエチル-4-クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト	786-19-6	1	0.1	
ジエチル-1-（2', 4'-ジクロルフェニル）-2-クロルピロホスフェイト	470-90-6	1	1	
ジエチル-（1, 3-ジチオシクロペンチリデン）-チオホスホルアミド	333-29-9	1	1	
ジエチルスチルベストロール（別名スチルベストロール）	56-53-1	0.1	0.1	
ジエチルホスホクロリドチオネート	2524-04-1	1	1	
ジエチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルカルビトール）	111-77-3	0.3	0.1	
2-（1, 3-ジオキサラン-2-イル）-フェニル-N-メチルカルバメート	6988-21-2	0.3	0.1	
シクロスポリン	79217-60-0	0.1	0.1	
シクロヘキシミド	66-81-9	0.3	0.1	
シクロホスファミド及びその一水和物	50-18-0, 6055-19-2（一水和物）	0.1	0.1	
2, 4-ジクロルフェニル4'-ニトロフェニルエーテル（別名N I P）	1836-75-5	0.3	0.1	
4, 4'-（2, 2-ジクロロエタン-1, 1-ジイル）ジ（クロロベンゼン）	72-54-8	0.1	0.1	

ジクロロエチルホルムアル	111-91-1	1	1	
4, 4'— (2, 2—ジクロロエテン—1, 1—ジイル) ジ (クロロベンゼン)	72-55-9	0.1	0.1	
1, 4—ジクロロ—2—ニトロベンゼン	89-61-2	0.1	0.1	
2, 4—ジクロロ—1—ニトロベンゼン	611-06-3	0.1	0.1	
2, 2—ジクロロ—N— [2—ヒドロキシ—1— (ヒドロキシメチル)—2— (4—ニトロフェニル) エチル] アセトアミド (別名クロラムフェニコール)	56-75-7	0.1	0.1	
(R S)—3— (3, 5—ジクロロフェニル)—5—メチル—5—ビニル—1, 3—オキサゾリジン—2, 4—ジオン (別名ビクロゾリン)	50471-44-8	0.3	0.1	
3— (3, 4—ジクロロフェニル)—1—メトキシ—1—メチル尿素 (別名リニロン)	330-55-2	0.3	0.1	
(R S)—2— (2, 4—ジクロロフェノキシ) プロピオン酸 (別名ジクロルプロップ)	120-36-5	0.3	0.1	
ジシアノメタン (別名マロノニトリル)	109-77-3	1	1	
ジナトリウム = 4—アミノ—3— [4'— (2, 4—ジアミノフェニルアゾ)—1, 1'—ビフェニル—4—イルアゾ] —5—ヒドロキシ—6—フェニルアゾ—2, 7—ナフタレンジルスホナート (別名 C I ダイレクトブラック 38)	1937-37-7	0.1	0.1	
2, 6—ジニトロトルエン	606-20-2	0.1	0.1	
2, 4—ジニトロフェノール	51-28-5	1	0.1	
2, 4—ジニトロ—6— (1—メチルプロピル)—フェノール	88-85-7	1	0.1	
ジビニルスルホン (別名ビニルスルホン)	77-77-0	1	1	
2—ジフェニルアセチル—1, 3—インダンジオン	82-66-6	1	1	
5, 5—ジフェニル—2, 4—イミダゾリジンジオン	57-41-0	0.1	0.1	
ジプロピル—4—メチルチオフェニルホスフェイト	7292-16-2	1	1	
ジベンゾ [a, j] アクリジン	224-42-0	0.1	0.1	
ジベンゾ [a, h] アントラセン (別名 1, 2 : 5, 6—ジベンゾアントラセン)	53-70-3	0.1	0.1	
(4— [4— (ジメチルアミノ) フェニル] (フェニル) メチリデン] シクロヘキサ—2, 5—ジエン—1—イリデン) (ジメチル) アンモニウム = クロリド (別名マラカイトグリーン塩酸塩)	569-64-2	0.1	0.1	
N, N—ジメチルエチルアミン	598-56-1	1	1	
3, 7—ジメチルキサンチン (別名テオプロミン)	83-67-0	0.3	0.1	
N, N—ジメチルチオカルバミン酸 S—4—フェノキシプロピル (別名フェノチオカルブ)	62850-32-2	0.3	0.1	
O, O—ジメチル—チオホスホリル = クロリド	2524-03-0	1	1	
1, 1'—ジメチル—4, 4'—ビピリジニウム塩	4685-14-7	1	0.1	* 1
(1 R, 3 R)—2, 2—ジメチル—3— (2—メチル—1—プロペニル) シクロプロパンカルボン酸 (5—フェニルメチル—3—フラン) メチル	28434-01-7	0.3	0.1	
1, 2—ジメトキシエタン	110-71-4	0.3	0.1	
十三酸化八ほう素二ナトリウム四水和物	12280-03-4	0.3	0.1	
硝酸リチウム	7790-69-4	0.3	0.1	
L—セリル—L—バリル—L—セリル—L—グルタミル—L—イソロイシル—L—グルタミル—L—ロイシル—L—メチオニル—L—ヒスチジル—L—アスパラギン—L—ロイシルグリシル—L—リシル—L—ヒスチジル—L—ロイシル—L—アスパラギン—L—セリル—L—メチオニル—L—グルタミル—L—アルギン—L—バリル—L—グルタミル—L—トリプトフィル—L—ロイシル—L—アルギン—L—リシル—L—リシル—L—ロイシル—L—グルタミル—L—アスパルチル—L—バリル—L—ヒスチジル—L—アスパラギン—L—フェニルアラニン (別名テリパラチド)	52232-67-4	0.1	0.1	
ダイオキシン類 (塩素化ビフェニル (別名 PCB) に該当するものを除く。)		0.3	0.1	* 2
3— (4—ターシャリブチルフェニル)—2—メチルプロパナール	80-54-6	0.3	0.1	
炭酸リチウム	554-13-2	0.3	0.1	
2— (1, 3—チアゾール—4—イル)—1 H—ベンゾイミダゾール	148-79-8	0.3	0.1	

2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジアジン (別名ダゾメット)	533-74-4	0.3	0.1	
チオリン酸O, O-ジエチル-O- (2-ピラジニル) (別名チオナジン)	297-97-2	1	1	
デキストラン鉄	9004-66-4	0.1	0.1	
1, 2, 3, 4-テトラクロロベンゼン	634-66-2	0.3	0.1	
2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル= (Z) -3- (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名デフルトリン)	79538-32-2	1	1	
テトラメチル尿素	632-22-4	0.3	0.1	
(1'S-トランス)-7-クロロ-2', 4, 6-トリメトキシ-6'-メチルスピロ [ベンゾフラン-2 (3H), 1'-シクロヘキサ-2'-エン] -3, 4'-ジオン (別名グリセオフルビン)	126-07-8	0.1	0.1	
トリウム=ビス (エタンジオアート)	2040-52-0	0.1	0.1	
トリエチレンチオホスホルアミド (別名チオテパ)	52-24-4	0.1	0.1	
トリクロロアセトアルデヒド (別名クロラル)	75-87-6	0.1	0.1	
2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-エタンジオール (別名抱水クロラル)	302-17-0	0.1	0.1	
トリクロロ (フェニル) シラン	98-13-5	1	1	
トリニトロレゾルシン鉛	15245-44-0	0.1	0.1	
トリブチルアミン	102-82-9	1	1	異性体あり
2, 4, 6-トリメチルアニリン (別名メシジン)	88-05-1	1	1	
1, 3, 7-トリメチルキサンチン (別名カフェイン)	58-08-2	0.3	0.1	
1, 1, 1-トリメチロールプロパントリアクリル酸エステル	15625-89-5	0.3	0.1	
5- [(3, 4, 5-トリメトキシフェニル) メチル] ピリミジン-2, 4-ジアミン	738-70-5	0.3	0.1	
ナトリウム=2-プロピルペンタノアート	1069-66-5	0.3	0.1	
ナフタレン-1, 4-ジオン	130-15-4	1	1	
二酢酸ジオキシドウラン (VI) 及びその二水和物	541-09-3, 6159-44-0 (二水和物)	0.1	0.1	
二硝酸ジオキシドウラン (VI) 六水和物	13520-83-7	0.1	0.1	
6-ニトログリセン	7496-02-8	0.1	0.1	
N-ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	135-20-6	0.1	0.1	
1-ニトロピレン	5522-43-0	0.1	0.1	
1- (4-ニトロフェニル) -3- (3-ピリジルメチル) ウレア	53558-25-1	1	1	
二ナトリウム=エタン-1, 2-ジイルジカルバモジチオアート	142-59-6	0.3	0.1	
発煙硫酸	8014-95-7	0.1	0.1	
パラ-エトキシアセトアニリド (別名フェナセチン)	62-44-2	0.1	0.1	
パラ-クロロ-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロトルエン	98-56-6	0.1	0.1	
パラ-クロロトルエン	106-43-4	0.3	0.1	
パラ-ターシャリーブチル安息香酸	98-73-7	0.3	0.1	
パラ-ニトロ安息香酸	62-23-7	0.3	0.1	
パラ-メトキシニトロベンゼン	100-17-4	0.1	0.1	
2, 2'-ビオキシラン	1464-53-5	0.1	0.1	
4- [4- [ビス (2-クロロエチル) アミノ] フェニル] ブタン酸	305-03-3	0.1	0.1	
N, N-ビス (2-クロロエチル) -2-ナフチルアミン	494-03-1	0.1	0.1	
N, N'-ビス (2-クロロエチル) -N-ニトロソ尿素	154-93-8	0.1	0.1	
ビス (2-クロロエチル) メチルアミン (別名HN2)	51-75-2	0.1	0.1	
ビス (3, 4-ジクロロフェニル) ジアゼン	14047-09-7	0.1	0.1	
2, 2-ビス (4'-ハイドロキシ-3', 5'-ジブromoフェニル) プロパン	79-94-7	0.1	0.1	
5, 8-ビス [2- (2-ヒドロキシエチルアミノ) エチルアミノ] -1, 4-アントラキノンジオール=二塩酸塩	70476-82-3	0.3	0.1	
3, 3-ビス (4-ヒドロキシフェニル) -1, 3-ジヒドロイソベンゾフラン-1-オン (別名フェノールフタレイン)	77-09-8	0.3	0.1	
S, S-ビス (1-メチルプロピル) =O-エチル=ホスホロジチオアート (別名カズサホス)	95465-99-9	1	0.1	
ヒドラジンチオカルボヒドラジド	2231-57-4	1	1	

2-ヒドロキシアセトニトリル	107-16-4	1	1	
3-ヒドロキシ-1, 3, 5 (10)-エストラトリエン-17-オン (別名エストロン)	53-16-7	0.1	0.1	
8-ヒドロキシキノリン (別名8-キノリノール)	148-24-3	0.3	0.1	
(5S, 5aR, 8aR, 9R)-9-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジメトキシフェニル)-8-オキソ-5, 5a, 6, 8, 8a, 9-ヘキサヒドロフロ[3', 4': 6, 7]ナフト[2, 3-d][1, 3]ジオキソール-5-イル=4, 6-O-[(R)-エチリデン]-ベータ-D-グルコピラノシド (別名イトボシド)	33419-42-0	0.1	0.1	
(5S, 5aR, 8aR, 9R)-9-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジメトキシフェニル)-8-オキソ-5, 5a, 6, 8, 8a, 9-ヘキサヒドロフロ[3', 4': 6, 7]ナフト[2, 3-d][1, 3]ジオキソール-5-イル=4, 6-O-[(R)-2-チエリメチリデン]-ベータ-D-グルコピラノシド (別名テコボシド)	29767-20-2	0.1	0.1	
N-(ヒドロキシメチル)アクリルアミド	924-42-5	0.3	0.1	
4-ビニルピリジン	100-43-6	1	0.1	
フィズチグミン (別名エセリン)	57-47-6	1	1	
フェニルアセトニトリル (別名シアン化ベンジル)	140-29-4	1	1	
2-(フェニルパラクロルフェニルアセチル)-1, 3-インダンジオン	3691-35-8	0.3	0.1	
フタル酸ジイソブチル	84-69-5	0.3	0.1	
フタル酸ジシクロヘキシル	84-61-7	0.3	0.1	
フタル酸ジヘキシル	84-75-3 (フタル酸ジヘキシル), 71850-09-4 (フタル酸ジイソヘキシル), 68515-50-4 (直鎖及び分枝)	0.3	0.1	異性体あり
フタル酸ジベンチル	131-18-0	0.3	0.1	異性体あり
フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル	85-68-7	0.3	0.1	
ブタン-1, 4-ジイル=ジメタンスルホナート	55-98-1	0.1	0.1	
ブチルイソシアネート	111-36-4	1	0.1	異性体あり
ブチルリチウム	109-72-8	0.3	0.1	異性体あり
弗素 ^{セン} エデン閃石	-	0.1	0.1	
5-フルオロウラシル	51-21-8	0.3	0.1	
プロパンニトリル (別名プロピオニトリル)	107-12-0	0.3	0.1	
2-プロピル吉草酸	99-66-1	0.3	0.1	
N, N'-プロピレニビス (ジチオカルバミン酸) と亜鉛の重合体 (別名プロピネブ)	12071-83-9	0.1	0.1	
ブロムアセトン	598-31-2	1	1	
ブロモジクロ酢酸	71133-14-7	0.1	0.1	
ヘキサブロモシクロデカン	25637-99-4	0.3	0.1	異性体あり
ヘキサメチルバラローズアニリンクロリド (別名クリスタルバイオレット)	548-62-9	0.1	0.1	
ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名 P F O S)	1763-23-1	0.3	0.1	
ペルフルオロノナン酸	375-95-1	0.3	0.1	異性体あり
ペンタカルボニル鉄	13463-40-6	1	1	
ほう酸アンモニウム	12007-89-5	0.3	0.1	
ポリ [グアニジン-N, N'-ジイルヘキサ-1, 6-ジイルイミノ (イミノメチレン)] 塩酸塩	27083-27-8	1	0.1	
メタクリル酸 2-イソシアナトエチル	30674-80-7	1	1	
メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル	106-91-2	0.1	0.1	
メタクリル酸クロリド	920-46-7	1	1	
メタクリル酸 2-(ジエチルアミノ)エチル	105-16-8	0.3	0.1	
メタバナジン酸アンモニウム	7803-55-6	0.1	0.1	
メタンスルホニル=クロリド	124-63-0	1	1	
メタンスルホニル=フルオリド	558-25-8	1	1	
メチル=イソチオシアネート	556-61-6	1	1	
メチルイソプロペニルケトン	814-78-8	1	1	

メチル＝カルボノクロリダート	79-22-1	1	1	
メチル＝3－クロロ－5－（4，6－ジメトキシ－2－ピリミジニルカルバモイルスルファモイル）－1－メチルピラゾール－4－カルボキシレート（別名ハロスルフロメチル）	100784-20-1	0.3	0.1	
N－メチルジチオカルバミン酸（別名カーバム）	144-54-7	0.3	0.1	
メチル－N'，N'－ジメチル－N－〔（メチルカルバモイル）オキシ〕－1－チオオキサリミデート（別名オキサミル）	23135-22-0	1	0.1	
N－メチル－N－ニトロソ尿素	684-93-5	0.1	0.1	
N－メチル－N'－ニトロ－N－ニトロソグアニジン	70-25-7	0.1	0.1	
3－（1－メチル－2－ピロリジニル）ピリジン硫酸塩（別名ニコチン硫酸塩）	65-30-5	1	0.1	
3－メチル－1－（プロパン－2－イル）－1H－ピラゾール－5－イル＝ジメチルカルバマート	119-38-0	1	1	
メチル－（4－ブロム－2，5－ジクロルフェニル）－チオベンゼンホスホネイト	21609-90-5	0.3	0.1	
メチル＝ベンゾイミダゾール－2－イルカルバマート（別名カルベンダジム）	10605-21-7	0.1	0.1	
メチルホスホン酸ジクロリド	676-97-1	1	1	
メチルホスホン酸ジメチル	756-79-6	0.1	0.1	
N－メチルホルムアミド	123-39-7	0.3	0.1	
2－メチル－1－〔4－（メチルチオ）フェニル〕－2－モルホリノ－1－プロパノン	71868-10-5	0.3	0.1	
7－メチル－3－メチレン－1，6－オクタジエン	123-35-3	0.3	0.1	
4，4'－メチレンビス（N，N－ジメチルアニリン）	101-61-1	0.1	0.1	
メチレンビスチオシアネート	6317-18-6	1	0.1	
4，4'－メチレンビス（2－メチルシクロヘキサミン）	6864-37-5	1	1	
メトキシ酢酸	625-45-6	0.3	0.1	
4－メトキシ－7H－フロ〔3，2－g〕〔1〕ベンゾピラン－7－オン	484-20-8	0.1	0.1	
9－メトキシ－7H－フロ〔3，2－g〕〔1〕ベンゾピラン－7－オン	298-81-7	0.1	0.1	
4－メトキシベンゼン－1，3－ジアミン硫酸塩	39156-41-7	0.1	0.1	
6－メルカプトプリン	50-44-2	0.1	0.1	
2－メルカプトベンゾチアゾール	149-30-4	0.1	0.1	
モノフルオール酢酸	144-49-0	1	1	
モノフルオール酢酸アミド	640-19-7	1	0.1	
モノフルオール酢酸パラブロムアニリド	351-05-3	1	1	
四ナトリウム＝6，6'－〔（3，3'－ジメトキシ〔1，1'－ビフェニル〕－4，4'－ジイル）ビス（ジアゼニル）〕ビス（4－アミノ－5－ヒドロキシナフタレン－1，3－ジスルホナート）	2610-05-1	0.1	0.1	
四ナトリウム＝6，6'－〔（〔1，1'－ビフェニル〕－4，4'－ジイル）ビス（ジアゼニル）〕ビス（4－アミノ－5－ヒドロキシナフタレン－2，7－ジスルホナート）	2602-46-2	0.1	0.1	
ラクチニトリル（別名アセトアルデヒドシアンヒドリン）	78-97-7	1	1	
ラサロシド	11054-70-9	0.3	0.1	
リチウム＝ビス（トリフルオロメタンスルホン）イミド	90076-65-6	0.3	0.1	
硫化カリウム	1312-73-8	1	1	
りん酸トリス（2－クロロエチル）	115-96-8	0.3	0.1	
りん酸トリス（ジメチルフェニル）	25155-23-1	0.3	0.1	
りん酸トリトリル	1330-78-5	0.3	0.1	* 3
りん酸トリメチル	512-56-1	0.1	0.1	

* 1 1，1'－ジメチル－4，4'－ビピリジニウム塩のうち、1，1'－ジメチル－4，4'－ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート）及び1，1'－ジメチル－4，4'－ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩の裾切値は、現行規定どおり表示1%、通知1%

* 2 ダイオキシン類のうち、労働安全衛生法施行令別表第3第1号第一類物質の「塩素化ビフェニル（別名PCB）」に該当する「コプラナーポリ塩化ビフェニル」を除いたもの。ダイオキシン類（塩素化ビフェニル（別名PCB）に該当するものを除く。）のうち、2，3，7，8－テトラクロロジベンゾ－1，4－ジオキシンの裾切値は、現行規定どおり表示0.1%、通知0.1%

* 3 りん酸トリトリルのうち、りん酸トリ（オルト－トリル）の裾切値は、現行規定どおり表示1%、通知1%